

議案第 97 号

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 9 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第1条 境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例（昭和29年境港町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「達するまでの子」を「達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「第1項中、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」に、「前項中」を「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、前項中」に改める。

第6条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間休暇」に改める。

第8条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間休暇」に改める。

第16条の5中「日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第20条第1項中「職員が配偶者」を「職員が要介護者（配偶者）」に、「支障があるものの介護をするため、」を「支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内

において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間休暇)

第20条の2 介護時間休暇は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間休暇の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間休暇については、境港市一般職の職員の給与に関する条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第2条 境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」に改め、同条第4項中「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例第8条の規定により介護休暇の許可を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例第20条第1項の指定期間については、任命権者が別に定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 深夜勤務等の制限等に係る子の範囲の改正（第5条の3関係）
深夜勤務等の制限等に係る子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子などを追加するもの
- 2 介護に係る休暇制度の拡充（第20条、第20条の2関係）
 - ①介護休暇について、3回までの分割取得を可能（通算6月まで）とする。
 - ②連続する3年以内で1日2時間以下の介護時間休暇を新設する。
- 3 児童福祉法の一部改正に伴う整備（第5条の3関係）
児童福祉法の改正により、養子縁組里親に関する規定が整備されることによる所要の改正
- 4 施行期日
平成29年1月1日。ただし、3は平成29年4月1日

議案第 98 号

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 9 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 境港市職員の育児休業等に関する条例（平成4年境港市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）」を「養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員」に改め、同号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業をしている職員が、勤務時間条例第16条の規定による出産休暇（以下「出産休暇」という。）を承認されたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該出産休暇に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げ

る場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号中「失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該出産休暇に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「失った後、当該出産休暇に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当する」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第20条の2の規定による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない」に、「当該保育時間」を「当該保育時間休暇又は当該介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は介護時間休暇の承認を受けて勤務しない場合」に、「当該休暇を承認されている」を「当該保育時間休暇又は介護時間休暇の承認を受けて勤務しない」に改める。

第2条 境港市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 非常勤職員の育児休業の取得要件の改正（第2条関係）

[改正前] 子が1歳到達以降も雇用継続の見込みがあること

子が2歳到達までに任期が更新されないことが明らかでない者

[改正後] 子が1歳6か月到達までに任期が更新されないことが明らかでない者

2 育児休業等に係る子の範囲の改正（第2条の2、第3条、第11条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子などが追加されたことによる所要の改正

3 介護時間休暇の新設に伴う改正（第19条関係）

部分休業の承認は、介護時間休暇として承認された時間を減じて行う。

4 児童福祉法の一部改正に伴う整備（第2条の2関係）

児童福祉法の改正により、養子縁組里親に関する規定が整備されることによる所要の改正

5 施行期日

平成29年1月1日。ただし、4は平成29年4月1日